



山形県公報

令和4年4月1日(金)

号 外 (10)

目 次

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則……………1
- 山形県人事委員会規則4-2(職員の採用試験に関する規則)の一部を改正する規則……………2
- 山形県人事委員会規則4-5(公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則…同
- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)等の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則14-3(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……6

告 示

- 昭和37年7月県人事委員会告示第3号(各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任)の一部改正……………同

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4-1(職員の任用に関する規則)の一部を次のように改正する。

第23条第3項中「若しくはその写又は」を「又はその写」に改める。

第25条に次の1項を加える。

- 3 人事委員会は、必要があると認めるときは、第1項の規定により選考の実施の委任を受けた任命権者に対し、当該選考の実施状況に関し報告を求めることができる。

別表第1行政職給料表適用職の項知事の項出先機関の項職級5の欄中 「主任専門児童心理司
主任専門指導員」 を「主任専門指導員」

員」に、「主任専門林業普及指導員
主任専門防除員」 を「主任専門林業普及指導員」に改め、同表行政職給料表適用職の項知事の

項収用委員会事務局の項中 「業務名を冠する主査」 を 「業務名を冠する主査 主査」 に改め、同表研究職給

料表適用職の項知事の項出先機関の項職級5の欄中 「主任専門研究員
主任専門学芸員」 を「主任専門研究員」に改め、同項職級6

の欄中 「専門研究員
専門学芸員」 を 「専門研究員」 に改め、同表医療職給料表(3)適用職の項知事の項本庁の項中

「業務名を冠する主査」 を 「専門員」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-2（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則4-2（職員の採用試験に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4-2（職員の採用試験に関する規則）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

(12) 外国語試験

外国語の能力についての人事委員会が定める方法による試験又は調査

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則4-5（公益的法人等への職員等の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を削り、第12号を第9号とし、第13号及び第14号を削り、第15号を第10号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）等の一部を改正する規則

（山形県人事委員会規則5-1の一部改正）

第1条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第11号中「産業労働部商工産業政策課長」を「産業労働部産業創造振興課長」に改め、同項第51号中「主幹（置賜食肉衛生検査所の所付主幹に限る。）又は」を削る。

第93条第1項第1号中「通用期間が支給単位期間（条例第12条の6第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第12条の6第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

ロ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 人事委員会の定める額

第93条の6第3項中「価額」を「同号イ中「価額」に改める。

第96条の2第2項第1号中「前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相

当額」という。)を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

ロ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額 第96条の2第2項第2号イ中「ロ」を「ロ及びハ」に改め、同号ロ中「支給されている場合」を「支給されている場合（ハに掲げる場合を除く。）」に、「すべて」を「全て」に改め、同号に次のように加える。

ハ 前号ロに掲げる場合 人事委員会の定める額

第96条の2第3項第1号中「第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる場合以外の場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る新幹線鉄道等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が20,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての新幹線鉄道等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）

ロ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合 人事委員会の定める額 第96条の2第3項第2号イ中「ロ」を「ロ及びハ」に改め、同号ロ中「支給されている場合」を「支給されている場合（ハに掲げる場合を除く。）」に、「すべて」を「全て」に改め、同号に次のように加える。

ハ 前号ロに掲げる場合 人事委員会の定める額

第96条の3第1項第1号中「当該普通交通機関等又は新幹線鉄道等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間」を「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間」に改め、同号に次のように加える。

イ ロに掲げる場合以外の場合 普通交通機関等又は新幹線鉄道等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間。ただし、新幹線鉄道等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び新幹線鉄道等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

ロ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 人事委員会の定める期間

第100条第1項及び第2項中「別表第14のイの表」を「別表第14」に改める。

第100条の2中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第8項までを1項ずつ繰り上げる。

附則第14項を削る。

別表第9中

6 健康福祉部新型コロナワクチン接種総合企画課

 を

6 健康福祉部コロナ収束総合企画課

 に改める。

別表第10中

職員育成センター	所 長	1 種
	副 所 長	4 種
	主 幹	

 を

職員育成センター	所 長	1 種	に、
	副 所 長	4 種	
所 長 所付主幹	を	所 長	に、
工業技術センター	所 長	1 種	を
	副 所 長	4 種	
	場 長		
	部長（人事委員会の定める職を除く。）		
	室 長		
工業技術センター	所 長	1 種	に改める。
	副 所 長	4 種	
	場 長	（副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては3種）	
	部長（人事委員会の定める職を除く。）		
	室 長		

別表第14を次のように改める。

別表第14

条例第13条の2第1項の規定による特地公署の指定及び級別区分

指 定 す る 公 署 名	級別区分
新庄警察署 清水駐在所	1 級
鶴岡警察署 温海交番	
米沢警察署 田沢駐在所	
寒河江警察署 貫見駐在所	2 級
村山警察署 大高根駐在所	
尾花沢警察署 玉野駐在所	
同 宮沢駐在所	
新庄警察署 及位駐在所	
同 赤倉駐在所	
鶴岡警察署 山戸駐在所	
同 鼠ヶ関駐在所	
小国警察署 沼沢駐在所	
同 北部駐在所	
米沢警察署 玉庭駐在所	
高坂ダム管理課（最上郡真室川町大字差首鍋2035）	3 級
荒沢ダム管理課（鶴岡市荒沢字狩籠145）	
小国警察署 南部駐在所	
新庄警察署 肘折駐在所	4 級
長井警察署 中津川駐在所	

酒田警察署	飛島駐在所	6	級
-------	-------	---	---

別表第15イの項の表中

金山町立明安小学校	}	を
同 有屋小学校		
真室川町立真室川あさひ小学校		

「真室川町立真室川北部小学校」に、

「南陽市立荻小学校」を

「米沢市立三沢西部小学校」に、

「同 常磐小学校」を

「同 常磐小学校
真室川町立真室川あさひ小学校」に、

「同 温海中学校
酒田市立田沢小学校」を

「同 あつみ小学校
同 温海中学校」に、

「同 叶水中学校
酒田市立飛島中学校」を

5 級

「同 叶水中学校」に改め、同別表ロの項の表中

「真室川町立真室川北部小学校」を

「南陽市立荻小学校」に改める。

別表第18中

鶴岡市大岩川字黒岩35	鶴岡市立温海中学校	}	を
酒田市田沢字小平34-2	酒田市立田沢小学校		

「鶴岡市大岩川字黒岩35」 | 「鶴岡市立温海中学校」 に改める。

(山形県人事委員会規則5-1の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則（平成28年4月1日）の一部を次のように改正する。

附則第7項から第9項までを削り、附則第10項を附則第7項とし、附則第11項を附則第8項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(通勤手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の際に6箇月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、改正後の第96条第2項、第96条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第96条の4第1項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例によることができる。

(へき地手当に関する経過措置)

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、第1条による改正前の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「改正前の規則」という。）の規定によりへき地手当の支給を受けていた学校職員で、第1条による改正後の山形県人事委員会規則5-1（以下「改正後の規則」という。）に基づくへき地手当の支給を受けないこととなる者については、改正後の規則の規定にかかわらず、施行日以後当該学校職員が施行日の前日に勤務していた学校に引き続き勤務する場合には、当分の間、施行日の前日におけるへき地手当の月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、施行日の前日に育児短時間勤務職員等となったものとした場合に、同日において受けることとなる改正前の規則に基づくへき地手当の月額に相当する額とする。）に相当する額のへき地手当を支給する。

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則14-3（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。
別表知事部局本庁の項職の欄中「行政改革課」を「働き方改革実現課」に改め、同表知事部局出先機関総合支庁の項職の欄中「精神保健・感染症対策室長」を「感染症対策室長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県人事委員会告示第1号

昭和37年7月県人事委員会告示第3号（各任命権者、警察本部長及び人事委員会事務局長に対する選考の実施並びに名簿に関する権限の委任）の一部を次のように改正する。

令和4年4月1日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第1項イを次のように改める。

イ 規則第8条第4号の職（別表第4第1項（第8号を除く。）に掲げる職に限る。）。ただし、規則別表第1の職級1から職級3までの職、別表第2の職級1から職級3までの職及び別表第3の職級1の職を除く。